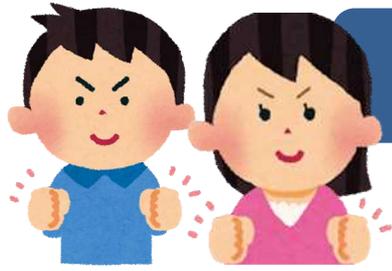


障害福祉サービス利用手続きの流れ



サービスを利用したい！



手帳をお持ちでない方は、手帳等を申請する際の意見書でサービスの申請をすることが可能です。また、児童の場合は、かかりつけ医師等の意見書が必要になります。病院の医師等に相談して下さい。

いずれかを持っている
○障害者手帳(身体・知的・精神)
○自立支援医療(精神通院)
○難病受給者証 などなど

NO

YES



相談支援事業所に電話する

サービスを利用するためには、相談支援事業所が作成する「サービス等利用計画案」を市役所に提出する必要があります。まずは事業所に電話で計画の作成を依頼して下さい。(別紙参照) ※作成費用はかかりません。

相談支援事業所と契約をし、サービス等利用計画案を作成するための面談を行う

サービスを利用するにあたっての、週の利用日数や利用達成目標などを専門の相談員と決めていきます。



相談支援事業所の相談員が計画案を作成し、市役所社会福祉課に提出する

市役所社会福祉課に障害福祉サービスの申請をする

居宅介護・行動援護・同行援護
生活介護・短期入所・施設入所

就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)グループホーム
自立訓練(生活・機能)

障害支援区分を取得

市職員による聞き取り調査

市職員が利用者の状況を聞き取り調査します。



+

医師意見書
※市が対応します。しばらく受診してない方は受診を済ませる

区分認定審査会にて区分を決定する

区分認定審査会において、聞き取り調査した内容や医師意見書の内容により審査をし、障害支援区分が決定されます。 ※月に1回の開催(25日付近)

提出されたサービス等利用計画案をもとに市役所が支給決定を行う



障害福祉サービス受給者証
発行

受給者証が発行されたら、利用する事業所と具体的な利用日の相談などをし、利用開始となります！

